

福島市移動支援事業Q & A

- 1 利用可否について
- 2 支援内容について
- 3 制度に関することについて
- 4 手続きについて

1 利用可否について

Q1 通勤、通所の途中、余暇活動の目的先（トレーニングジム等）に立ち寄る場合、移動支援は利用できますか。

利用できません。行程に事業対象とならない外出先（上記の場合は通勤先、通所先）が含まれる場合、対象外となります。

Q2 片道のみ利用はできますか。

利用可能です。

Q3 学校、通所先で遠足に出かけますが、移動支援は利用できますか。

利用できません。学校や通所先が行う行事は、学校教育や事業所運営の一環であり、学校、通所先で対応すべきものとなります。

Q4 グループホーム利用者は、移動支援を利用できますか。

利用可能です。ただし、通院などグループホームで対応すべきものは、利用不可となります。

Q5 市外へ旅行に行きますが、現地の事業者を利用することはできますか。

福島市と委託契約を結んでいる事業者であれば利用可能です。委託契約を結んでいない事業者の利用希望がある場合は、市にご相談ください。

Q6 一泊二日の旅行を考えていますが、移動支援を利用できますか。

宿泊を伴う場合でも利用可能です。

Q7 身体障がい者ですが、補装具費による車いすの支給を受けていません。移動支援は利用できますか。

利用できません。まずは補装具費による車いすの支給を受けてください。

Q8 短期入所利用中も移動支援は利用できますか。

サービスの提供時間中は利用できません。

Q9 保護者が付き添いとして同行する場合でも、移動支援は利用できますか。

家族が移動の支援を担える場合は、利用対象外となります。

ただし、障がい特性によって慣らし利用が必要な場合（ヘルパーに慣れるまでの間、保護者が一時的に付き添うなどの場合）は、個別に検討しますので、市にご相談ください。

Q10 出発地点が自宅以外の場所であっても、移動支援は利用できますか。

利用可能です。ただし、出発地点を含め、行程に事業対象とならない外出が含まれている場合は対象外となります。

Q11 保護者が急な事故や病気で不在の場合、通学に移動支援を利用できますか。

ガイドライン記載の例外規定に当てはまる場合は、利用可能です。

Q12 児童の利用について、保護者が不在の時に遊びに連れて行ってもらうことは可能ですか。

保護者が付き添うことが一般的と考えられる外出は対象外となります。ただし、やむを得ない事情によって一時的に保護者が不在となる場合は、個別に検討しますので市にご相談ください。

Q13 毎週固定の曜日に行われているサークル（スポーツ等）への参加に移動支援は利用できますか？

社会参加を促すことを目的とした制度の趣旨に沿うため、利用可能です。

ただし、児童については、保護者が付き添うことが一般的と考えられる外出は対象外となります。なお、やむを得ない事情によって一時的に保護者が不在となる場合は、個別に検討しますので市にご相談ください。

Q14 ガイドラインの外出例に記載のない内容ですが、移動支援は使えますか。

ガイドラインでは、全ての外出例を網羅しておりません。個別に検討しますので市にご相談ください。

2 支援内容について

Q15 移動だけでなく、目的地でのサポートもお願いできますか。

目的地までの移動が対象となりますので、目的地でのサポートは原則として対象になりません。ただし、介護加算対象者の場合は、目的地での支援も可能です。介護加算の申請方法はQ28をご覧ください。

Q16 介護加算対象者はどのような支援を受けられますか。

目的地への移動支援に加えて、目的地での買い物補助、食事介助等の支援を受けることができます。

Q17 介護加算対象者が施設内介助を受けた場合、利用時間中にかかったヘルパーの食事代や入場料などは利用者負担になりますか。

そのとおりです。

Q18 通院の帰りにコンビニに立ち寄ってから自宅に帰る場合、移動支援は利用できますか。

利用できません。

なお、通院の場合は、通院等乗降介助または通院等介助で対応するようになりますが、両サービスにおいても通院以外の目的地を経由することはできません。

Q19 ヘルパー1人で複数名の利用者を同時に支援することは可能ですか。

マンツーマンでの利用を想定しており、ヘルパー1人につき複数名分の公費請求はできません。

Q20 適切な目的地を一連の移動の中で複数設定することはできますか？

可能です。目的地の数に制限はありません。

Q21 移動支援の提供にあたって、ヘルパーを2人つけることはできますか。

2人目のヘルパー利用については、自費でご利用いただくこととなります。

Q22 ヘルパーの支援内容に店員との交渉は含まれますか。

介護加算対象者で、利用者が店員とのコミュニケーションをうまく取れないなどの

場合は、必要な支援に含まれます。

Q23 ヘルパーの支援内容に私的な用事の手伝いは含まれますか。

私的な用事の内容によります。判断に迷う場合は、市にご相談ください。

3 制度について

Q24 決定時間数の上限について教えてください。

同行援護、行動援護の上限時間を目安とし、真に必要な時間数を決定します。

Q25 移動手段に制限はありますか（公共交通機関の利用や利用者が運転する車に同乗して支援してよいか）。

制限は設けていません。ただし、ヘルパーが電車やバス、利用者が運転する車等に単に同乗している時間は、移動支援提供時間として算定できません。

Q26 当日の利用キャンセルまたは行先変更は可能ですか。

直前の変更については、事業者にご直接お問い合わせください。

Q27 利用者を目的地まで送り届けた後、帰りの時間まで待機した場合の待機時間は、報酬算定時間に含まれますか。

待機時間は、報酬算定時間に含まれません。

4 手続きについて

Q28 介護加算対象者に該当しますが、どのように申請すればよいですか。

介護加算を取得した旨記載いただいた支給変更申請書を市へご提出ください。